

会津若松市上下水道局工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(平成 23 年 8 月 31 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が、中小建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権を、会津若松市工事請負契約約款（平成 8 年 4 月 12 日決裁。以下「約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書の規定により、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人である建設業者団体をいう。）又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（以下「組合等」という。）に対し、担保として譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱については、会津若松市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領（平成 20 年 3 月 18 日決裁）の例による。この場合において、要領中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」、「市」とあるのは「上下水道局」、「会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成 23 年 3 月 17 日決裁）」とあるのは、「会津若松市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領（平成 23 年 8 月 31 日決裁）」とそれぞれ読み替え、第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式及び第 6 号様式中「会津若松市長」とあるのは「会津若松市上下水道事業管理者」、「市」とあるのは「上下水道局」、「会津若松市」とあるのは「会津若松市上下水道局」、「会津若松市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領（平成 20 年 3 月 18 日決裁）」とあるのは「会津若松市上下水道局工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領（平成 23 年 8 月 31 日決裁）」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。